

地域審議会の設置に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、合併前の有田町及び西有田町の区域（以下「関係区域」という。）ごとに地域審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(名称)

第2条 審議会の名称は、関係区域ごとに、それぞれ有田地区地域審議会、西有田地区地域審議会とする。

(設置期間)

第3条 審議会の設置期間は、合併の日から平成23年2月28日までとする。

(所掌事項)

第4条 審議会は、関係区域に係る次に掲げる事項について、町長の諮問に応じ、審議し、答申するものとする。

- (1) 新町建設計画の変更に関する事。
- (2) 新町建設計画の執行状況に関する事。
- (3) 関係区域を単位とする地域限定基金の運用に関する事。
- (4) その他町長が必要と認める事。

2 審議会は、関係区域に関し必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べる事ができる。

(組織)

第5条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、関係区域に住所を有する者で次の各号に掲げるもののうちから、町長が委嘱する。

- (1) 区長
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募により選任された者

3 前項第4号の委員の人数は、2人以内とする。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第 8 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の 3 分の 2 以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 会長は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

7 会議は、公開とする。ただし、議長が必要と認める場合は、審議会に諮った上で公開しないことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、地域振興を担当する課において処理する。

(補則)

第 10 条 審議会の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この協議は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この協議の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第 6 条第 1 項本文の規定にかかわらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。

(見直し)

3 町長は、この協議の施行後平成 23 年 2 月 28 日までの間に、この協議の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。